平成２１年（フ）第４５５４号
大阪市都島区毛馬町５丁目３番９―501号
債務者　水岡　正博
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０４８号
大阪市生野区中川西１―１―57―502、住民票上の住所大阪府交野市星田６丁目31番５号
債務者　土内有希子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０９９号
大阪府門真市北岸和田１丁目７番28号
債務者　古川　幸一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１９９号
大阪府寝屋川市松屋町６番７号
債務者　島田　俊明
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２９９号
大阪市阿倍野区昭和町２丁目７番18号　長楽苑104号
債務者　朝野　浩和
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３０２号
大阪府枚方市渚元町３番22号
債務者　今中ゆきえ
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３０５号
大阪府高槻市宮田町２丁目17番34―105号
債務者　前田　真紀
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４５０号
大阪府八尾市東太子１丁目２番25―403号
債務者　林本　リカ
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４９１号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目11番22―205号
債務者　鈴木　知子（旧姓滝本）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４９２号
大阪府枚方市桜丘町45番２―502号
債務者　中野　慎一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４９３号
大阪府枚方市桜丘町45番２―502号
債務者　中野　春恵
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５０９号
大阪府吹田市寿町２丁目１番11号　ローズペアマンションＡ棟101号室、住民票上の住所大阪府吹田市五月が丘東11番８号
債務者　城田　　亨
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５２１号
大阪府高槻市別所本町30番10号
債務者　梶山　令子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５２２号
大阪市浪速区恵美須西２丁目14番13―702号、住民票上の住所大阪府河内長野市天野町926番地
債務者　拳中　優子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５２４号
大阪市生野区小路１丁目３番16号　ハイツ大西201号
債務者　大田　明美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５２７号
大阪市平野区喜連西４丁目４番29号
債務者　山口　勝美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５３０号
大阪府高槻市如是町17番１―203号
債務者　山口晃一郎
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５３３号
大阪市西成区花園南２丁目２番29号　寿々香ハイツ203号
債務者　加藤　正司
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部